

# 定期報告を必要とする建築物等一覧表

	用途	要件(政令指定)	要件(釧路指定)	報告の時期・期間
特定建築物等	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、児童福祉施設等(※政令指定は就寝用途に限る。)	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積の合計が300㎡以上であるもの(病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限りませず。) ③地階にあるもの	①3階以上の階にあるもの ②床面積の合計が500㎡を超えるもの(児童福祉施設等で収容施設無き場合は1,000㎡)	令和10年(令和13年、令和16年…)の4月1日～9月30日まで(3年毎)
	学校又は体育館(学校に附属するもの)		①3階以上の階にあるもの ②床面積の合計が5,000㎡を超えるもの	
	体育館(学校に附属しないもの)	①3階以上の階にあるもの ②床面積の合計が2,000㎡以上であるもの	①3階以上の階にあるもの ②床面積の合計が5,000㎡を超えるもの	
	劇場、映画館、演芸場	①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積の合計が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの	①3階以上の階にあるもの ②床面積(客室又は集会室の部分に限る。)200㎡を超えるもの	令和8年(令和11年、令和14年…)の4月1日～9月30日まで(3年毎)
	観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場	①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積の合計が200㎡以上のもの ③地階にあるもの	①3階以上の階にあるもの ②床面積(客室又は集会室の部分に限る。)200㎡を超えるもの	
	共同住宅又は寄宿舎(高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途(サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型ろうじん共同生活援助事業若しくは共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。))	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積の合計が300㎡以上であるもの ③地階にあるもの		
	共同住宅又は寄宿舎、下宿(上記以外のもの)		①3階以上の階にあるもの、かつ1,000㎡を超えるもの	
	ホテル又は旅館	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積の合計が300㎡以上であるもの ③地階にあるもの	①3階以上の階にあるもの ②床面積の合計が300㎡を超えるもの	令和9年(令和12年、令和15年…)の4月1日～9月30日まで(3年毎)
	ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場(学校に附属しないもの)	①3階以上の階にあるもの ②床面積の合計が2,000㎡以上であるもの	①3階以上の階にあるもの ②床面積の合計が2,000㎡を超えるもの	
	事務所その他これに類するもの		①5階以上の階にあるもの、かつ床面積の合計が1,500㎡を超えるもの	
	博物館、美術館、図書館(いずれも学校に附属するものを除く。)	①3階以上の階にあるもの ②床面積の合計が2,000㎡以上であるもの		毎年の4月1日～9月30日まで(毎年)
	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。)	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積の合計が500㎡以上であるもの ③床面積の合計が3,000㎡以上であるもの	①3階以上の階にあるもの ②床面積の合計が1,000㎡を超えるもの	
	展示場	④地階にあるもの		
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、料理店又は飲食店	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積の合計が500㎡以上であるもの ③床面積の合計が3,000㎡以上であるもの ④地階にあるもの	①3階以上の階にあるもの ②床面積の合計が500㎡を超えるもの	

【政令指定】・用途部分が避難階のみにあるものは定期報告の対象外 ・用途部分の床面積が200㎡以下のものは定期報告の対象外

【釧路指定】・用途部分の床面積が200㎡以下のものは定期報告の対象外

・複合の用途に供する建築物にあっては、それぞれの用途に供する部分の床面積の合計をその主要な用途に供する部分の床面積の合計とする

	用途	要件	報告の時期・期間
建築設備	上記(釧路指定)の建築物に設けた	①中央管理方式の空調調設備 ②居室で1/20以上の開口部が無いものに設けた換気設備(法第28条2項ただし書) ③劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場等の居室の機械換気設備(法第28条3項) ④火気使用室に設けた換気設備(法第28条3項)	毎年の4月1日～9月30日まで(毎年)
		機械換気設備【釧路指定】	
		機械排煙設備【釧路指定】	
	非常用の照明設備【釧路指定】		

## 定期報告を必要とする建築物等一覧

	用 途	要 件	報告の時期・期間
昇降機	エレベーター【政令指定】	※1  ※2	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間 ア 基準月（法第7条第5項又は法7条の2第5項（法第87条の4においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月をいう。）が1月又は6月から12月までである場合、当該基準月の2月前の月の1日から当該基準月の末日まで イ 基準月が2月から5月までである場合4月1日から6月30日まで  なお、令和2年度の定期報告が必要な昇降機等（平成31年1月31日以前に設置された昇降機等）にあつては、令和2年4月1日から令和3年1月31日までとし、令和3年度以降は、令和2年度に報告された月が基準月となります。
	エスカレーター【政令指定】	※2	
	小荷物専用昇降機※3【政令指定】	※2  ※4	

	用 途	要 件	報告の時期・期間
準用工作物	観光用エレベーター（乗用エレベーターで観光のためのもの）【政令指定】		毎年の4月1日～9月30日まで（毎年）
	観光用エスカレーター（乗用エレベーターで観光のためのもの）【政令指定】		
	高架の遊戯施設（ウォーターシュート、コースター、その他これらに類する高架の遊戯施設）【政令指定】		毎年の4月1日～6月30日まで（毎年）
	回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの（メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する高架の遊戯施設）【政令指定】		

	用 途	要 件	報告の時期・期間
防火設備	①政令で定期報告の対象となる建築物に設置されたもの ②病院、有床診療所又は就寝用福祉施設（共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等）の防火設備（用途部分の床面積の合計が200㎡以上のもの）【政令指定】	常時閉鎖式の防火設備（普段は閉鎖された状態となっており、開放してもドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの）、外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く※4	毎年の4月1日～9月30日まで（毎年）

※1 は、労働安全衛生法第41条第2項に規定する性能検査の対象となるものを除く

※2 は、個人の住宅に設置されたものなどを除く

※3 は、テーブルタイプ（昇降路の出し入れ口が室の床面よりも50cm以上高い物）を除く

※4 は、平成30年度から報告対象